

第二十三回 參議院内閣委員会

第七号

八〇

るというその方針については私は一応納得いたします。特に今回の行政機構の改革に当つては人員整理等を行なつて、現在の社会不安をさらに増大するような措置はとらないと、今回大臣が表明されたことに対する私は敬意を表します。しかし私ども機構の改革を図り、そうして重複せる、混濁せる事務の再配分を行うということになりますと、ただいまの表明のいかんにかかわらず、やはり最終的には人員整理という状態が起つときはしないかという当然の疑問が生ずるわけですが、大臣はそういう常識上当然のことに対しても、どういうふうに現在お考えになつておられますか。

他に就職することは困難だといえど、これはやはり失業者として政府とすれば考えなければならぬ。またその方面に予算が当然要るのでございまして、これはむだなことでございまして、それよりも私は今のようなふうにしつてもらう。そして他日民間産業が盛んになりまして人を必要とするとき、そこの人の自由な立場で交渉するために立場を与える方がいいじゃないかというふうにして順次行くべきだ。しかも世間で考えておられるほど、実際に当つてみますると、いわゆる世間で官吏が多い多いという面には、必ずしも私は多いとは考えていないのでございます。そういう面からいきまして、これは人員整理を目指すとするところの行政機構の改構の改革を今やる以外にはないというようになりますので、御趣旨の点は私と全く同じ結果になると考えております。

組み立ての中では頭打ちという条件が起つて、そのために從来課長がどんどん作られたという傾向がある。この点について大臣は構想をめぐらされることはけっこうですが、そうなりますと、そういう端的に言えば降格というような条件に対しても、十分大臣としては給与法の組みかえ等についてその救済をお考えになつておる、こういうことに了解していいですか。

○國務大臣(河野一郎君) むろん給与法の改正もあわせて行かなければ結果が得られない、こう考えております。

○千葉信君 それから今度この法律案が通れば五人の審議会委員が増員されることになりますが、この間の質疑応答で判明いたしましたことは、現在の行政審議会の委員は、必ずしも行政機構改革についての答申なり諸問題については適格者は申せない部分がかなりあるという御答弁でございました。そういう方々をそのままにして新たに五人の方を追加してみても私はかなり状態が残るのではないか、このお決まり大臣はできるだけ行政機構そのものにたんのうな、有能な人を入れると同時に、從来御諮問のあつた案件については一応の結論が今出ているわけですから、その構成について十分民主的な方針とあわせましたから、申し上げますが、非常に人によって考へるんだと私は了解します。そうなりますと、そこまで政府がこの問題に対して積極的になっておられることが必要だと思うのですが、その点について……。

○國務大臣(河野一郎君) ちょっと私の申し上げた点に誤解があるようありますから申し上げておきます。私は現在の人が不適格と申し上げたのじゃないでございまして、今までの……。

○千葉信君 そうじゃないんだ、大臣。政務次官の方から必ずしも行政機構改革等について……。

○國務大臣(河野一郎君) 全般的の行政改革を行いますには今の人では片寄つておるということです。

○千葉信君 時間もありませんので最後にお尋ねしておきたい。政府の方では今回この法律案をお出しになつて、そうして具体的に公約実施の方向へ一歩進まれた、しかし御承知のように、この国会はたとえば地方財政の窮乏に對処するということが眼目であります。と同時に、また年末手当の問題を処理する等の案件をかかえた非常に短期の国会であります。しかもその短期の国会に政府の方からこういう法案をお出しになつたということは、私はかなり懐重さを欠いた態度ではないかと思うのです。しかしその意味では私はどうも遺憾千万だと考へておりますが、それよりも私はこういう法案をこの短かい国会にお出しになつた政府の本旨といふものは、かなり行政機構改革等について積極的といいますか、早めに問題の解決をはからうとしておられるんだと私は了解します。そうなりますと、そこまで政府がこの問題に対して積極的になっておられることが必要だと思ひますが、その点について……。

○千葉信君 実は行政機構改革につきましては、從来しばしば御検討がありまして、それぞれの記録があるわけでございます。従つて一応そのときどきの結論づけられるものがありますので、それらを十分参考検討いたしまして私は行きたいと、こう思つておりますので、こういう大問題がそう短期間にできにくいということを初めてこれに手をつけるならばなかなかもよくわかつておりますけれども、実は初めてこれに手をつけるならばなかなかもよくわかつておりますけれども、実に思つておりますが、御異議ございませんか。

○委員長(小柳牧衛君) 他に御質疑がありますが、御異議ございませんか。

○千葉信君 突っ込んである程度言わせなければと思うのですが、時間もございませんから、私の質問は大体このくらいで問題をあとに残しておきたいと思います。

○委員長(小柳牧衛君) 他の御質疑がありますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。

○島村軍次君 ただいま御審議になつておられます行政管理庁設置法の一部の規定により國が資本金の二分の一を改正する法律案につきまして、私は左の修正をいたし、修正案を除いた原案については賛成を表明いたしたいと存じます。

まず修正案を朗読いたします。

第二条第十二号の改正規定中「法令の規定により國が資本金の二分の一以上を出資する義務がある法人で政令で指定するものの業務」を削る。

よって指定する業務については、あることを差し控えさせていただきたいと思います。はなはだ答弁が要をさせぬかもしれません。が、この機会にお許しをいただきたいと思います。

○千葉信君 あると思うのですが、この機会では、具体的なものについては申し上げることを差し控えさせていただきたいと思います。はなはだ輸出入銀行等に対する業務まで監査を及ぼし、かつ進んでは政令で各種の出資をしておる団体に及ばんとするのであります。現在の機構の範囲内におきましては、また監査監査の性質上からやや行き過ぎがあるのでないかと認められるのであります。この際はこれを削除いたしまして、そういうことに御賛成をいただきたいと思います。

以上の理由により、かつまた申し上げました諸点を御考慮の上で、政府は適切なる措置を講ぜられんことを望むと同時に、以上の修正案を提出いたす次第であります。

なお、説明に申し上げましたように、この際以上の諸点を本委員会としては強く表明いたすために、左の付帯決議を付して修正案を提出し、御賛成をいただきたいと思うのであります。その付帯決議を朗読いたします。

西原の宣明する行政監視権の充実化に際し各省の所管事項に対する当該大臣の監督権限の強化を、法律的にも、予算的にもこれをお実現すること。

以上の付帯決議を付して修正並びに修正部分を除いた原案に賛成の意を表する次第であります。

○野本品吉君　自由民主党を代表して、ただいまの緑風会の御提案に対しまして賛成をいたします。

○千葉信君 私は日本社会党を代表して政府原案に賛成し、ただいま緑風会御提案の修正並びに付帯決議に対しても反対をいたします。

もちろん私は今回の法律の提案に当りまして、この短い国会に突如としてこの提案をなされた、慎重さを欠いた態度には不満をいたがざるを得ません。しかし趣旨として、政府が考えておられる各種公團等に対する政府の出資するそれぞれの団体に対して監察行政を強化せられんとする態度は私は正しいと考えております。先の国会におきましても、現在の国費乱費の状態に対しても、会計検査院の機構を充実し、その検査の対象も国会において拡充されました。この状態は今日といえども、われわれますますその必要を痛感

すると同時に、その必要が今日なお十分に考慮されなければならない状態にあることをわれわれは痛感いたします。会計における検査が、決算による率的な使用と同時に、行政能率の向上に対する監察を行い、同時に、各種公団等に対しても監察を行うということでは、そういう意味から言いますと、各省庁に対する監察を行なうというふうな意見もあるようですが、しかしながら省における監察が認められる限り、これは大臣の権限の侵害ということではなく、当然それによって行政能率を向上させるという希望に副うものでありますし、同時にこのことは、政府が出資する各種会社に対する監督権を持つてある大臣に対する権限云々という意見は当らないということになると私は考えております。ただ私としては、ほんとうに行政管理庁が行政能率の向上を考え、適正な予算の使用を考えて監察機能を強化しようというお考えならば、それに伴う行政管理庁における機構の整備、同時に人員の配置ということに対する十分な考慮を払うべきだ、この点が今回闇扱きされております。これは政府が十分考える必要がある点だと私は思う。

出そうとしておられる態度に対しても、従来人員整理はやるけれども、機能もしくは事務の再配分について十分な考慮を常にあと回しにしてきたといふ、そのやり方に比べてまさに一步を進めたものと私は考えております。さらにその機構改革に当っては、現在の労働不安の状態、現在の社会の状態にかんがみて、従来とは逆の人員整理という無用な摩擦を生ぜしめるような方法は、はつきり回避するという委員会法における質疑応答で判明しましたこの法律について私は賛成であります。ただし、今回の機構改革を考えるに当つて、また行政管理庁としてはほとんど何らの具体案も持っておらない、一体何のために今まで行政管理庁は各省庁に対して監察をやってこられたか。今までの業績から当然その結論がある程度出て、そのため行政機構の改革はやらなきゃならぬという結論に達したのなら、あすこをこうしなきゃならぬ、ここをこうしなきゃならぬといふ結論に達して一步を踏み出したならば……。ところが行政管理庁当局の御説明、御答弁では、その点はまだ何にもきまっておりませんという。だれかの、権力を握つておる者なんかが單に思いつきで行政機構の改革を考え進むということであるなら、私はこれは政府に反省を求めざるを得ない。しかも行政審議会における委員の権能等については、この間発表されました委員諸君が現在行政審議会の中におられるのですから、はじめに行政機構の改革を必ずしも過任とは考えられない委員諸君の顔ぶれ、その人の所属する階層、その人の当然持たれている知識、経験等から考へて、行政機構改革に当つては、従来人員整理はやるけれども、機能もしくは事務の再配分について十分な考慮を常にあと回しにしてきたといふ、そのやり方に比べてまさに一步を進めたものと私は考えております。さらにその機構改革に当つては、現在の

やるとするならば、そうして民主的な  
機構の改革を考えておられるならば、  
これからふえる委員の人選について十分な考慮を払うと同時に、ただいまの  
委員の諸君に対しても、行政管理庁と  
しては適正な考慮を払う必要があろう  
と私は思うのであります。

以上申し上げた趣旨から、私は政府  
の原案に賛成して、島村委員の御提案  
になりました修正案並びに付帯決議につ  
いてはつきり反対いたします。以上  
であります。

○菊川孝夫君 討論に入つてから恐縮  
でございますが、突然修正案が討論中  
に出されましたので、修正案について  
若干御質問いたしたいと思ひます。一  
つお許し願いたいと存ります。

まず第一に、河野長官にお尋ねした  
のであります。政府原案として今  
手元に資料としても配られましたよう  
な輸出入銀行以下の政府の出資の各機  
関に対しましても、行政管理権を発動  
して、そうしてせつかく政府が出資いた  
たしておりますのでありますから、す  
なわち国民の税金を出しておるのであ  
りますから、十分にその機能を發揮  
して遺憾ながらめようという趣旨で、  
ここにもまあ行政管理権の発動をされ  
ようとする意欲につきましては、從来  
においてもあるのですが、いわゆる早船  
から戦後社用族や公用族がばつこして  
困るというので、とかくこうした政府  
出資の機関が間違ひを起した例は過去  
においてもあるのですが、いわゆる早船  
は、一底開発銀行は政商の巢くつであ  
るとさえ言われておるのであります。  
今でも開発銀行の存在に対しましては、

持っておりますので、大蔵省は十分監督しておるのでありますけれども、それにもかかわらず、そういう風評さえあるのであります。せつから河野管理官が就任されて、それらに対しましても一応政府としてメスを入れる、場合によつてはメスを入れて、十分国民の前にそういうことがあるかないかを明らかにしたい、こういうような意欲に燃えてこの原案をお出しになつたにもかかわらず、今修正案が突然出まして、これらは削除を一応されることになるわけでありますけれども、そういたしますと、せつからくの政府の意図も、政府の意図と申しては語弊があるかもしれません、行政管理庁の意図がここでくじかれることになると思いますが、今討論の際お聞きしておりますと、自由民主党を代表させまして、この修正案に賛成をされたような御発言があつたように承つておるのでありますけれども、政党内閣、二大政党時代にいよいよ出発しようとしておるときに、第一点お尋ねしたいのは、政府として御提案になる際に、少くとも与党に対しましても、こういう重大なところまで手を触れようとするに当つては、与党に対して政府としても十分御連絡になつて了解をつけられて來たはずである。で、何もそれは法律の上では、政府がお出しになつたものと与党はこれの修正案に賛成されても一向これは差しつかえないであります。

す。その意味において、与党の自由民  
主党が绿風会の出されましした修正案に  
賛成されるということに対して、「一応  
今まで、少くとも参議院における自由  
民主党に対しまして十分説明をされ  
て、了解をされてなかつたのか、ある  
者はえでこういう法律をお出しになつた  
ものはあるかどうか、この点一つお聞  
きしておきたいと思います。第二点と  
いたしましては、せっかくこれらに一  
つメスを入れようと、場合によつてメ  
スを入れよう、といつてはちよつと言ひ  
過ぎかもしませんけれども、十分そ  
の機能を發揮されようとして行政監察  
権を及ぼそうとしたにもかかわらず、  
それをそういう意図をお持ちになつた  
という以上は、その必要があると管理  
部ではお認めになつたから、この修正  
案を今回お出しになつたんだらうと思  
います。それが残念ながら与党の修正  
案によって削除をされるということは、  
政府にとっては相当これは痛手だと思  
うのでありますが、これに対しまして  
行政管理庁長官はいかにお考えになつ  
ておられるか、この点を一つ。二点お  
伺いいたしたいと思います。

○菊川孝夫君 それでは次にお尋ねしたいのは、行政管理庁と政府機関とのややともすると見解を異にいたしまして、社会に向ってすぐそのままでぶつけられる。その一番具体的な例は国鉄と行政管理庁の赤字、黒字の争いでござりまするけれども、このようないふたつの問題は国民の側からするならば、何も批判を国民党にしてくれとかいうのでは済まされない。これは国有鉄道も政府の機関、しかも行政管理庁も政府の機関であります。それが真正面から対立いたしまして、国民の前に世論に問うというのでは、これはもう話しならぬと思うのですが、行政管理庁はこういったいろいろの、今後も日本住宅公団であるとか、愛知用水公団等に監察をされました場合に、遺憾な点があるとするならば、まず政府はこう考えるという、すなわち公団と管理庁側との意見の食い違つておる点、見解の相違というものは一応政府の方で統一をして、その上で、こうであるからこのようには改めなければならぬ、こう出てくるのが私はほんとうだと思うつきり違つたような見解を発表して、そうしてこれが国会において論議されたり、それからまた国民の世論の対象にするというようなことは、私はおかしいんじゃないか、かように考え

は、十分、愛知用水公團の言うことが  
らの機関に對して行政監察を行われた  
場合にどう処理をされるか。やはり今  
後ともそういう問題が生じた場合には、  
は、主張が正しいかというので、國民の世  
論の前で盛んに新聞に書き立てて、ラ  
ジオで双方の討論までやつて、こうい  
うことは政府と同じ機関で……、これ  
は一般の民間会社であり、民間の団体  
であれば私はそれがいいと思うので  
す。政府の見解と民間の見解が必ずし  
も一致しない場合はあり得て当然であ  
るし、これはいいと思ひますけれど  
も、同じ政府機関同士がこんな対立を  
している、そのまま、なまのまま出  
すということはどうかと思うが、この  
点について管理庁の御答弁をお聞きし  
たいと思います。この削除の問題にか  
らんで重大だと思う。

弊害があるというような提案理由の御説明のようで、承わったのでございまして、それけれども、むしろこういった機関がややもいたしますと伏魔般的な存在になるのであります。あらゆる機関から、政府の会計検査院にいたしましても、あるいは行政管理庁からでもできるだけ調べて、せっかくこういう行政管理庁といふのがあるのでありますから、これで人員でもうんとふやして、そうしてこれらにメスを入れるというので出て来たのであれば、経費のかさむということもありますが、あまりこれによつて人員をふやそうとも言つて、いないのであります。従つて今持つてゐる陣容でもつてできるだけ勧こう、こういつて出て来たのに対しまして、そいつはちょっと手を触れさせんぞというようなことにすることは、むしろちよつと疑惑を招く点だし、また必要がなければ手を触れなくていいと思うのではあります、修正案提出に当つてこれをどうしても削除しなければならぬという理由は、われわれにはちょっと納得できないのでありますけれども、行き過ぎにわるというような提案理由の御説明でございましたが、その点具体的にもう一べん、一つどういう場合が起り得るかというような点について御説明を願えればけつこうだと思ひます。が、島村委員にお尋ねいたしました。

いたしました第一の理由は、現在の機構の範囲において、これらの政務機関、出資機関に対してもやるということは必ずしも十分な成果を上げることが困難じゃないかということが第一点。それから根本的には菊川委員も御承知の通り、この行政管理庁の業務の運営についても、これはいろいろ見方があると思うのですが、われわれのここで削除いたしまして修正いたそうとするのは、行政監督の立場から考えますと、開発銀行あるいは輸出入銀行にはそれを所管大臣がおりまして監督官が出てるわけであります。常時監査をいたしておりますのみならず、その行政事務については別途会計検査院がありまして、会計検査院の検査が十分行われておるわけであります。行政管理庁の業務は多少の相違はありますようが、むしろそういう点については会計検査院の業務で十分であるのではないか。すなわち主管大臣の監督権の強化及び会計検査院等の強化によって行うべきであって、この際あまりにこれらの銀行業務等に対する監察では無理ではないか、かような点からここに修正案を出しましたような次第であります。

意味、今御議論であったならば全然必要がなくなるのではないかと思うのであります。ところが、これはいわゆるあらゆる角度からチェックをする、とにかく戦後戦前でもそうだったと思うのでありますけれども、日本の官僚機構、官庁機構といいますか、政府機関といいものはとかく安易に流れ過ぎる、そして国民の血税を食い過ぎるという非難が起つております。また現にあると思う。私はその点どうしても断ち切らなければならぬと思います。従いまして、あらゆる角度から一つメスを加えて、せっかくの血税が一文でもむだに使われないようにやって行こうという趣旨のもとに設けられたのが、この行政管理局の今度の改正の趣旨だと思います。だからこれはこういつたものでも一つへん検討してみよう、こういう意欲を持つてせっかくまあ出した。從来から社用族、公用族のばつこについては全くやになるほど聞かされているし、そして事件も起しているのであります。と申しますのは、さよなことはこの際控えるべきではないかと思います。そういうふうな点から申し上げておるわけであります。それで、説明は繰り返すこと省略したいと思います。

○田畠金光君 ちよつと簡単に質問です。野本品吉君 議事進行。これは理屈を申し上げるわけではないのであります。ただ、この問題につきまして先ほど緑風会から御提案があり、私は自由党として、この問題につきまして先ほどの菊川君の質問に関連して、まことに思いましたのは、開発銀行から融資を受けるというような会社、企業と申しますのは、これは何といいましても國民の税金でもって助けてもらつてい

る。そういう開発銀行の融資を受けた額に大体比例して、当時の政府与党に向つて政治献金が行われている。政治献金の額と、それから開銀の融資額とははからずも……〔議事進行〕と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳牧衛君) 菊川君、質問中ですが、なるべく簡単に……。○菊川泰夫君 議事進行といつても、質問中に議事進行ないぞ、失礼なこと言わない。それで、そういうような点について、今度は一つ「ペん新らし」の角度からメスを入れてみようとして、せっかくお出しになつたので、今の御説明ではちょっと納得できぬような気がするのでござりますが、この点どうぞございましょう。見解の相違ですか。

○島村軍次君 説明を、私のお答えを繰り返すようですが、これはやはり見方の相違もあるうと思ひます。私の方の申し上げた点は、あまりに行政管理庁が拡大するということに対しても、さよなことはこの際控えるべきではないかと思ひます。そういうふうな点から申し上げておるわけであります。それで、説明は繰り返すこと省略したいと思います。

○田畠金光君 意見を聞いたらどうだ。○委員長(小柳牧衛君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて下さい。

○田畠金光君 では委員長からの申し上げた。また千葉さんから社会党を代表して一応この問題についての討論があったわけです。従つて千葉さんの御発言の中には社会党の皆さんのお気持

持が十分集約されているものと思うので、これ以上質問を続行すれば、また時間の関係もありますので、一応討論採決の軌道に乗つておるのですから、その上で進めていただきたいと思う。

○長島銀藏君 ただいまの議事進行の動議に賛成します。

○委員長(小柳牧衛君) 議事進行の動議に賛成がございました。

○田畠金光君 僕はさつきから言つてゐるじゃないか。

○委員長(小柳牧衛君) しかしこっちの議事進行が早いですから……。(採決採決「おかしいじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○田畠金光君 あんたに了解を求めただろう、簡単に質問をするということである。議事進行の動議に賛成したのですから、議事進行の動議の採決をして下さい。

○委員長(小柳牧衛君) 議事進行の動議がありましたから、これについて採決いたしました。

○長島銀藏君 議事進行の動議に採決をして下さい。

○吉田法晴君 それについて意見がある。発言を求めておる。そんなむちやなことがあるか。

○田畠金光君 意見を聞いたらどうだ。

○委員長(小柳牧衛君) 速記をとめて下さい。

○田畠金光君 では委員長からの申し上げた。また千葉さんから社会党を代表して一応この問題についての討論があったわけです。従つて千葉さんの御発言の中には社会党の皆さんのお気持

良心と言われ、また二院制度においては、これが廢止するという強い御意見を發展するならば、行政管理局自体をこれは廢止するという強い御意見であります。ところが今回の突如として出された緑風会の修正案というものは、どうも筋が通らぬ感じを持つています。もしあなたの方で、今あの修正案を出されるとするならば、むしろこの法律案全体を反対されるのが私だけです。輸出入銀行や開発銀行については、所管の監督大臣がおるから、行き過ぎであります。そういうの点をおっしゃるなら、同時に今回新しく管理庁長官の調査あるいは督查の対象に含まれる国民金融公庫にいたしましても、住宅金融公庫にいたしましても、中小企業金融公庫にいたしましても、あるいは日本住宅公團、愛知用水公團、農地開発機械公團等々においても、同様のことが言えると考えるわけであります。にもかかわらず、日本輸出入銀行や日本開発銀行、こういう株式会社だけをこの際除外されることは、われわれはどうも筋が通りぬと考へるが、その点はどうであります。それからもう一つあなたにお尋ねしておきたいことは、あなたのような御趣旨で行くことも私は一つのあり方だと思います。これは会計検査院が特別の権限としてあるじゃないか、それを独自に強化して行つたらいいじゃないか、もつともだと思ひます。また各大臣はそれぞれ所管行政について、所管事項については監督権をもつておる、このことも同感であるわけであります。なるほど筋が通つた

行き方からすれば、さらにあなたの御意見を發展するならば、行政管理局自身をこれは廢止するという強い御意見等につながるわけだと思うが、そういうふうな根本的な問題についての見解を明らかにしないで、ただ、今回のこの株式会社だけを除外するということは、どうも私は不明朗な感じを免れ得ないわけであります。緑風会といふいう根本的な立場にでも立つて、これを将来なくすべきであるとおられるのかどうか、この辺を第二の点として承わっておきます。次に、私は管理庁当局に、大臣に尋ねようと思つたのですが、政務次官にお尋ねしますが、こんなことにあなた方の所期した目的は半分なくなつたと思うのですが、どうお考えですか、そのことを明確に御答弁願いたい。同時に河野国務大臣の御答弁では、私よく聞きとれなかつたわけだが、与党と政府との話し合いといふものは、どういう工合についていたのか。今日は議院内閣制であり、政党政治であるわけです。そういう重要な法案が、こうして半分割られた結果になつておるのでですね。こんなことあなた方の所期の目的が達成できるのかどうか、この法案の生命といふのはどうなのか、まことにこれは不愉快な話だと思う。こんなことは芳ばしくないので。もう少し筋の通つた法案の審議、あるいは与党の態度ももう少し私は明確な態度をとつてもらわなければ、せっかくこれから国会は二大政党対立で、一つうまくるルールを

守って、健全な議会政治を守り育てて行こう。こういう矢先において、ことういう不愉快な取引が行われるということはわれわれは納得できない。この点に関し、行政管理庁長官はどういう御見解を持っておられるか、明確に所信を承わっておきたい。

○吉田法晴君 ちょっと答弁する前に関連して……。

○委員長(小柳牧衛君) 簡単に一つお

申上げますが、行政管理庁としてこの修正案についてどういう工合に考え

られるのか、それが一つ。それからこ

れは政党から出でおられます次官、大臣

ですから、自由民主党として、先に

は原案のような態度を決定された。と

ころが自由民主党が修正の案に賛成を

しておられること、党としてどういう

態度であるのか、あわせて一つ御答弁

を願います。

○政府委員(宇都宮徳馬君) われわれ

としてはもちろんこの政府原案をぜひ

とも通したい、かように存じております。

また行政管理庁

といたしましても、多少の削除は受け

ましたけれども、しかし目的とする行

従うよりほかにいたし方がない、かよ

うに存じております。また行政管理庁

といたしましても、多少の削除は受け

ましたけれども、しかし目的とする行

存じております。

○島村重次君 修正案は突如として出

したわけではないのですから、その点

は御了解願います。委員長から、修正が

あれば修正を出せということでありま

したから……。それから政府出資の機関については政令で定めるということであるので、予定されているものはま

あ二つのようであります。ついで削除いたしましたのであります。

○委員長(小柳牧衛君) 修正案に対する質疑並びに討論は終結したものと認

めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと

あると思います。(田畠金光君) どん

なところに疑問があるか、どんな点

にあると思います。(田畠金光君) どん

く行くかどうかということに私は疑問

したのです」と述べ) そういう意味

で……。

それから私が理由を申し上げました

ように、行政管理庁については、管理

府の監察業務については、世間相当の

非難もありますが、「賛成の方が多い

かも知れない」と呼ぶ者あり) また賛成されているところもあるようであり

ますから、本来ならば、これはもう少しだけ検討を加えべきものであろう

と思います。管理庁の権限そのものに

提出の修正案に賛成の方の挙手を願い

ます。

まず、討論中になりました島村君提

出の修正案を問題に供します。島村君

提出の付帯決議を本委員会の

提出の修正案全部を問題に供します。修

正部分を除いた原案に賛成の方の挙手

を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳牧衛君) 挙手多数でござります。よって島村君の提出の修正案は可決されました。

次に、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳牧衛君) 挙手多数でござります。よって島村君の提出の付託決議案は可決されました。

次に、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳牧衛君) 挙手多数でござります。よって島村君の提出の付託決議案は多数をもって本委員会の決議とす

ることに決定いたしました。

島村君提出の付帯決議を本委員会の

提出の修正案全部を問題に供します。

した。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつております。本

要であると考へられておりますので、政府と

いたしましては、この際総理府に強力

なく、原子力利用に関する行政は、でき

るだけ民主的な運営をはかることが必

要であると考へられておりますので、政府と

いたしましては、この際総理府に強力

し、国民の福祉に役立たせることは、今

日のわが国にとってきわめて緊急を要

しきつ重要な問題であります。かかる

に、わが国におけるこれら原子力に関す

る行政を所管する行政組織は、まだ整

備を見るにいたらず、強力にかつ総合的

に推進する機関を急速に設ける必要に

迫られているのであります。申します

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に、委員会の組織であります。また委員会は委員長及び委員四人をもつて組織し、委員長は國務大臣をもつてあります。また委員の任期は三年といたしております。さらに、委員の身分保障につきましては、禁治産、準禁治産の宣告を受けたとき、禁錮以上以上の刑に処せられたとき及び心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、または委員たるに適しないと認めがあると認められた場合のほかは、在任中、その意に反して職を失つたり、罷免されることはないこととしていたしました。また常勤の委員は、原則として報酬を得て他の職務に従事し、または營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うことは禁じられております。

次に、総理府設置法の一部を改正する法律案につきましては、総理府は新たに原子力局を設けることに伴いまして、総理府の任務につき所要の改正を加え、新たに原子力局の所管事務に関する規定を設けた次第であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同をうらことをお願い申し上げます。

○委員長(小柳牧齋君) 次に補足説明を求めます。

○政府委員(賀屋正雄君) それでは私は最初に、原子力委員会の設置法でございますが、第一条は目的及び設置につきまして規定をいたしたので、簡単に補足的な説明をさせていただきたいと思います。

ござりますが、原子力の研究、開発及び利用に関する行政につきましては、ただいま國務大臣の御説明にもございましたように、極力民主的な運営をされる必要がある。これは昨年の學術會議におきまして、いわゆる原子力問題に関する三原則というものを声明いたされましたから、極力民主的な運営をされておりますが、その中にも自主性、技術の公開性と並びまして民主性というものが一つ加えられておるということにかんがみましても当然の結果であろうと思いますのでござります。そこで、このたびこの行政を民主的に運営をいたしますためには、各界から選ばれました委員によってなる合議制の原子力委員会というものをまず設けまして、ここでいろいろ原子力利用に関する重要な事項について企画、審議、決定をしていただきまして、この決定に基いてと申しますより、この決定を尊重いたしまして、総理府に別の法律で設けます原子力局ができまして、これに実施を担当させる、こういういわば二本建の行政機構を考えたわけでござります。この二法律を通じまして、一應最初に申し上げておきたいと思ひますのは、以下原子力利用という言葉がたくさん出て参るわけでございますが、ここにあげました原子力利用という言葉の意味でございます。まず最初に、この平和利用という平和という文字を特に掲げてございません。この点につきましては、わが国といたしましては、この原子力を軍事的に利用する意思は毛頭持たないということは、きわめて明瞭な事柄でございまして、そのことは別途社会党、自民両党の共同提案にかかります原子力基本法におきましても、第二条に基本方針といたしま

て「原子力の研究、開発及び利用は、平和的目的に限り、」ということが明瞭に規定いたされておりますので、ここでは特に平和という文字を使わなかつた次第でございます。それから原子力利用という利用だけを使っておりますが、これには第一条にありますように、その前段階である研究及び開発と、この二つを含めまして三つの段階を総称する意味で用いております。

そこで第二条には、この原子力委員会が取り扱います所掌事務について規定をしたわけでございますが、これは一号以下に掲げてございますいろいろな事項につきまして、企画し、審議し、及び決定するのでございます。第一号は、原子力利用に関する行政事務はその他通産省あるいは農林省、運輸省、厚生省こういったような各省で所掌いたしております。そういった各省が行います政策に関するものももちろん含まれるわけでございます。具体的な事項はこの第三号以下に掲げてあるわけでございますが、まず最初に、総括的に原子力利用に関する政策について企画、審議決定するという趣旨をうたつたわけでございます。次に、第二号の「関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。」でありますが、今申しましたように、原子力利用に関する事務はいろいろ各省で行われておりますが、それがばらばらに行われましては、将来この原子力利用を発達させるという意味から跛行的に進んだりいたしまして思わしくないと、この二つを含めまして三つの段階を総称する意味で用いております。

から、この事務を総合調整いたします。必要があるわけでございます。その点をこの委員会の所掌事務にうたつたわけですが、それから第三号の「関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関する」と、原子力利用を将来推進いたしました。そのためには、国家といたしましても膨大な予算が必要として参るわけでござります。この予算是、それぞれ関係各行政機関が自分のところの所掌事務に要する経費を大蔵省に対して要求をいたすわけでございますが、その際にもやはり調整をいたす必要があるわけでございまして、従いまして、各省が要求いたします経費の見積りにつきまして、この原子力委員会が決定をする、同時に、また各省がそういたしまして要要求いたしました予算が成立いたしました後におきまして、これをどういうふうに配分するかというその計画につきましても、たとえばかかる研究にどの程度の経費を使うか、どういう研究の目的で助成金を出すかといったような、配分計画に関する事項につきまして企画、審議、決定をするわけでござります。それから第四番目は「核燃料物質及び原子炉に関する規制に関する」と、ございますが、ここに言いまして、たとえば核燃料物質でありますれば、その生産、輸出入、所有、所持、譲渡、譲り受け、あるいは使用、輸送、そういう点についての

規制が行われるわけであります。それから原子炉につきましても、たとえば建設でありますとか、あるいは改修、移動、原子炉の譲渡、譲り受けといったような行為が規制をされるわけであります。ただしその規制の具体的な内容は、この原子力基本法におきましても、別の法律で定めるところに譲られておるわけでございますが、将来この別の法律ができまして、いろいろな行為について、たとえば政府の許可あるいは認可を要するというようなことになりました場合におきましては、この第四号によりまして、この委員会があるいは許可すべし、認可すべし、あるいは許可すべからず、認可すべからずといったようなことについて決定をいたすわけでございまして、現実の実際の認許可事務は別にできます原子力局が行うわけでございます。次は第五号に「原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること」と規定されておりますが、御承知の通り、原子力是非常に大きな力を持っておると同時に、この利用に伴いましておそろしい障害を生ずるものでございますので、この防止につきましては、やはり原子力基本法におきまして、保安上あるいは保健上の見地から別の法律を設けることになつておりますが、ここにおきまして、この障害防止の基準になるような重要な事項につきましては、この原子力委員会が決定いたすわけでございます。まことにあらうかと思うのであります。その基本方針に基きまして、具体的な細目はこれは各省の行政にゆだねられることにならうかと思うのであります。第六は「原子力利用に関する試験研究の助成に関すること」でございまが、これはすでに民間の会社に対し

ましても、たとえば重水の研究に要する経費の補助金といったようなものを出しているわけでございますが、そういった助成についていかなる研究につき、いかなるどの程度の、どういう方法で助成をするかといったような事柄をこの委員会では決定していただこうという趣旨でございます。第七は、「原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練に関すること。」となっておりますが、これがきわめて重要な事柄でございまして、どの程度の人員をどういう方法によりまして、この養成訓練をしていただくか、養成訓練するかという事柄につきまして決定をしていただく趣旨でございます。カッコに入れてございますように、「(大学における教授研究に係るものを除く。)」といふことがうたつてございますが、これは大学における研究の自由を尊重する趣旨におきまして、大学で講座を設けて原子力利用に関する研究をいたします場合、その講座内容にまではこの原子力委員会は立ち入らないという趣旨でございます。第八が「原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に關すること。」、これは必要な資料の収集、統計の作成、調査としてどういったものがあるか、またどうい具體的な事項について調査をしてほしいといったような事柄につきまして、委員会に御決定をお願いし、それに基いて実際には原子力局なり、各省におきまして、あるいはまた民間の適当な機関におきまして、資料の収集、統計の作成、調査することになるわけでござります。九は、「その他原子力利用に関する重要事項に關すること。」といった

日重要なと思われますところを網羅いたしましたつもりではございますが、今後いかよなことが生ずるかもはかりませんので、一応こういう条項を設けた次第でございます。

以上が原子力委員会の所掌事務でございますが、この委員会はこういった事項につきまして企画し、審議し、決定をいたしまして、内閣総理大臣に報告がありました場合には、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないということになつてるのでございまして、これは単なる諮問機関と申しますか、審議会のように、内閣総理大臣あるいは関係各行政機関の諮問に応じて、これらの事項を初めて企画、審議、決定するものではございませんで、積極的にみずから進んでこういつたことができるわけでございます。しかもその決定は内閣総理大臣が尊重して実際の行政をやるということになつておりますし、きわめて強力な機関とされているのでござります。

第四条は「委員会は、原子力利用に関する重要な事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。」これによりまして、第二条に掲げました重要な事項につきまして、それを実際の行政面に反映させることができます。期待されておるわけであります。

第五条は、さらに委員会がその機能を發揮いたしますために「その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、次料定を設けたわけでございます。

次に、本委員会の組織でござりますが、これは大体条文通りで、特に御説明をする必要もなからうかと思うのであります。委員長と委員四人をもって組織するということになつておりますが、ただ普通の委員会と多少異ります点は、「委員のうち二人は、非常勤とすらありますので、できるだけりっぱな識見の高い、原子力についての知識の豊富な有力な方にお願いをいたさなければならぬわけでござりますが、具体的な人選の場合に当りますて、常勤といふことになりますれば、なかなか心得がないというような場合も考慮いたされますので、その場合には非常勤でもお願ひいたすことができるよう配慮をいたしたような次第でございます。

次に、「委員長は、國務大臣をもって充てる」ということになつております。以下は例文でございますので省略します。

委員の任命でございますが、これは「両議院の同意を得て、内閣總理大臣が任命する」ということでござります。二項、三項はこのような場合に設けられます例文的な規定でござります。四項には、「委員となりますが、委員会の運営が非常に困ることでござります。

順繰りに交代して行くということになります。したがって、内閣総理大臣の指定するところによりまして、最初に任命される委員のみにつきましては、例外的に二人は一年六ヶ月、二人は三年、一年半ごとに交代をして二人ずつかかる、こういうふうにいたしたわけでござります。

それから十条は、「委員の失職及び罷免」でございますが、委員は、先に述べました八条四項一号、二号に該当するに至った場合には当然職を失う。それから「内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができます。」またこうした場合には内閣総理大臣は罷免をしなければならないことになるわけでございますが、これを反面から見ますと、この委員は相当強い身分保障が与えられておるわけでございます。

次の会議でございますが、これは委員長が招集いたしまして会議を開き、議決をいたします場合には、委員長と委員二人以上の出席がなければならぬということにいたし、また議事を決します場合には、出席者の過半数でこれを決する、この出席者にはもちろん委員長は入るわけです。可否同数のときには委員長の決するところによるということになつております。

次は、委員の給与でございますが、これは「別は法律で定める」ということになつております。これは附則の第

第三項に、「特別職の職員の給与に関する法律」というのがございまして、これに現在政府に置かれておりますいろいろな委員会あるいは審議会の委員の給与の規定があるわけでございますが、これにこの原子力委員会の委員に関する給与の規定を加えたわけでございます。常勤の委員につきましては、此案においては月額七万二千円ということになつております。

それから委員会の服務につきましては、「委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」これは常勤の委員については、当然公務員といったしまして官吏服務規律、これは非常に古いものでございますが、今日残つておりまして、これによつて当然のようない義務が生じてくるわけでございますが、非常勤の委員につきましては、公務員としてこれが当然適用されるかどうか若干の疑義がござりますので、念のためこの規定を設けた次第でござります。

第十四条は、委員といたしまして特定の行為を禁止いたしておるわけでござります。第一項は、常勤の委員についての規定でございまして、第一号として「政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること」、こうした委員会を設けますことは、政党政治を超越いたしまして、中立的な立場に立つた方々によつて御審議願うということが必要であろうかと考えますので、この常勤の委員については規定をしてございます。それから第二項に書いてございますように、非常勤の委員は政党その他の政治団体の役員になつたり、積極的な政治活動を





は、府と省と委員会、それから庁、この四つの名称を持つものだけが行政機関になるということに対し、表面上は法律のこの条文に対しましては反対の結論が出るわけでございます。しかしながら、この原子力委員会を単なる諮問的な審議会ないしは協議会といったものにするよりも、もっと強力なものにする必要があるということから、先ほど大臣がお答えになっております通り、内容的に非常に強力なものとする同時に、その名称につきましても、単なる通例的、諮問的、調査的な仕事をする審議会または協議会という名前をつけませんで、委員会という名称をつけた方がよからう、こういう考え方もあるのもとに原子力委員会という名称をつけています。従いまして、法律上の性格いたしましては、これは同じく国家行政組織法の第八条に規定してございます、「審議会又は協議会(諮詢的又は調査的なもの等第三条に規定する委員会以外のものを云う)」、(諮詢的又は調査的なもの等第三条に規定する委員会以外のものを云う)、これに該当するわけでございます。

○吉田法晴君 ちよつと今の賀屋審議室長の御答弁に関連してお尋ねをいたしましたが、そうすると、今の御答弁は、国家行政組織法の第三条に言う委員会でもない、それから第八条に言う

の決定機関というふうに御解説願えればいいと思います。

○田畠金光君 ちょっとと関連して。今点ですね、大臣は強力な機関であるとおっしゃっておる、一体これはわれわれとしては国の行政機関と解すべきなのかどうか。先ほど第三条と第八条の関連で御説明になつておられましたのが、これは何としてもみ込めないのですよ。強力な諮問機関でもないとおっしゃるし、さればといってこの三条のいわゆる国の行政機関でもないものだと、一体これは何と解釈していいのか、まさにこれはまずこの点からはっきりしてもらわぬと、この法案の審議の思想統一上困るので、統一ある見解を述べてもらいたいと思うのです。

○政府委員(齋藤三郎君) ただいま政

府委員から御説明を申し上げましたのは、行政機関であるか、諮問機関であるかという法的根拠を追及して参りました

すると、これは行政機関ではなく諮問機関になる。しかしながら内容はこれは從来の

諮問機関とは異なりまして、決定権を持たして強力なものにしてあるというこれは特別な处置でござります。それは、原子力委員会を設置いたしました

までのいろいろの協議をいたしたのでございますが、原子力問題は日本といたしましても初めての問題であるし、また世界各との事例を見ますとするとい

うと、ほとんど全部が超党派的な形を持つた合議制の原子力委員会をもつてこれを推進している。それでこの原子

力基本法の第二条に掲げました「平和的目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成

果を公開し、進んで国際協力を資するものとする。」という、いわゆる超党派

的な举国的な形をもつて、この原子力問題を遂行して行くにはどういう形が一番適切であるかということをいろいろ考えた結果、单なる行政機関とおしてこれに執行権を持たせるということでなしに、自主的にいろいろなもの

を取り上げて原子力問題に関する限り

は企画し、審議し、そしてこれを決定する権限を与える、そういう委員会を

作って、その決定は総理大臣がこれを

尊重し、原子力局における担当大臣の

もとにこれを行政機関の手によって執

行する、こういう、形にするが一番さ

らしあり妥当であるということでこの

事が、新しい原子力問題を國際情勢に

即応して超党派的にかつ協力態勢で行

うことを論議するのはおかしいです

よ、はっきりしている。

○政府委員(賀屋正雄君) 先ほど千葉

委員が第八条をお読みになりました

が、第三条の各行政機関には、これこ

れその他の機関を置くことができる

ことと、行政機関を置くとは書い

ていいのでござります。行政機関と

は行政を実施する権限を持つた、執行

権を持つた機関が行政機関である、こ

ういう解釈をとつております。

○政府委員(賀屋正雄君) そういう特

別の組織を持つた機関は行政機関じや

ない、すなわち府でありますとか、省、

これらははっきりとした執行権を

持っておりますから行政機関となる。

これらにこういった機関を置くとい

うことは……。

○千葉信君 あなたは行政機関の中に

あるかどうかということは、國家行政組

織法に基く機関であるかどうかとい

うことになるわけです。ところが第三条

に基く省、府、県及び委員会は明らかに行

いますので、その点を一つ御了然願い

たいと御います。

○千葉信君 ちょっとと、行政機関であ

るかどうかということは、國家行政組

織法に基く機関を置くことができる

とおっしゃっておる、一体これはわれ

われとしては国の行政機関と解すべき

なのかどうか。先ほど第三条と第八条

の関連で御説明になつておられました

が、これは何としてもみ込めないもの

ですよ。強力な諮問機関でもないとおっしゃるし、さればといってこの三条

のいわゆる国の行政機関でもないもの

だと、一体これは何と解釈していいのか

が、まさにこれはまずこの点からは

おっしゃるし、さればといってこの三条

のいわゆる国の行政機関でもないもの

だと、一体これは何と解釈していいのか

が、まさにこれはまずこの点からは

おっしゃ

いたいと思います。まだちょっと不十分な点があるかと思いますが、一応ただいまの問題点を整理いたしましたつもりで申し上げましたつもりでござります。

○吉田法晴君 たいぶよくなってきただることは、だんだん訂正をされただけになつて参りましたが、しかし問題はそれだけに重大でもござりますので、こで大臣、次官から審議室長、説明員等、それぞれんでんばらばらに説明を聞いて、それで少しずつ明らかになってきたというようなことは、これは済まぬと思う。従つて法制局長なり、あるいは行政管理庁長官なり、行政組織の上で新しい一つの行政機関を作ろうというのですから、従つて今申し上げたような筋の列席を得て、諸機関の列席を得て決定的な点は明らかに実はいたしたい。というのは、まだ本日は第八条云々という点がござりますから、暫定的な規定の仕方はそういう御列席の上で明らかにいたしたい、かよううに考えております。その点は委員長お取り計らいを願えますしよ。か

て原子力局を持つてゐる、こういう御答弁がございました。これはまあ皆聞いておりますが、そうすると、原子力委員会は決定をするが、しかし原子力局は何をするか、大臣はこれを実行するというお話をございましたが、その関係はどうなるのか。それからあるいは原子力に関する技術者、あるいは研究者の養成機関を作るというお話がございました。それと、そういうようないな原子力委員会、あるいは原子力局との関係はどうなるのか、あるいは研究開発公社、あるいは探鉱精錬公社等はどういう関係になるのか、こういうことを一番最初にお尋ねをしたわけあります。どなたからでもけつこうで

○政府委員(賀屋正雄君) 原子力委員会と原子力局の関係でございますが、大臣の先ほどの御答弁、私もはつきり記憶には残っておりますが、ただいま御質問にありましたように、原子力委員会が決定をして、その実行の手足として原子局があるという言い方いたしますれば、原子力委員会に実行局がしますれば、原子力委員会は決定という段階までしかございませんして、原子力委員会は決定というふうにまとまっているわけでございますが、これは誤解を生じやすい言い方でございまして、原子力委員会は決定といいまして、原委員会は全然別物でございまして、原子力局は委員会の決定を尊重して実際行政を執行する機関である、こういふふうにお考へ願いたいと思うわけであります。その点は行政組織法にも委員会には事務局を置くと、こういう規定がございますが、今回設けられます原子力委員会には実行の手足となるような事務局は置かれませんで、この原

子力委員会設置法の第十五条に、ただ

子力委員会設置法の第十五条に、ただ  
「庶務は、総理府原子力局において処  
理する」ということでございまして、

○吉田法庸君 前半もですが、今の賀  
この原子力局がやる、こういうふうに  
御理解を願いたいと思います。

次に「原子力の開発機関」云々というものが書いてあるわけなんです。私は原子力研究開発公社というのはこれは合

同委員会の考へです。第七条には、これは議員立法であろうと、政府も賛成して、政府の考へする二点を議員が

大いきの問題点を整理いたしましたが、  
よりで申し上げましたつもりでござい  
ます。

委員会は決定をするが、しかし実原子力  
局は何を決定するか、大臣はこれを実行す  
る、こういうふうに御理解を願いたい  
認めになるのですか。先ほどあなたは

行政の実施は飽くまで原子力局がやる、こういうふうに御理解を願いたいと思います。それから原子力研究開発公社でありますとか、探鉱精錬公社等についてのお話がございましたが、これは合同委員会で出しておられます原子力法案の要綱に書いてある事柄でございまして、これは原子力合同委員会でお考えになつておりますところの機関でございます。従いまして、政府とは直接関係のないものでございますが、この点につきましては、今回議員立法として提案されました原子力基本法には、こうした機関といったしましては、第三章に「原子力の開発機関」というものがございまして、この条文に基きまして将来原子力研究所及び原子燃料公社というのが設けられることになつてゐるわけであります。で、これは別の法律で定められるので、どういう内容のものになるかわからないのでございますが、これに対する監督は政府が行うということにならうかと思います。その場合の政府でございますが、この点につきましても、たとえば監督上いろいろな認可、許可あるいは届出を受理するとか、そういうふうな規定がございます場合に、それを実際に認許可したり、届出を受理する機関は、これは行政の実施権を持っております原子力局が当るわけでございまして、監督の仕方についての方針等を決定するのはこの原子力委員会ということです。いまして、それは飽くまでも決定の段階にとどまるわけでございまして、その決定に基いて実際に監督するのは

○審議室長の答弁、その通りと大臣お認めになるのですか。先ほどあなたは強力な決定機関であるが、とにかくそこは強力なんである、実行もやるのだ、こういふお話をございましたが、原子力局は原子力委員会の手足になつてその決定を実行する云々という御説明を伺いました。それで明らかに今の答弁は補足かもしれないけれども補足じゃなくて、これは訂正ですね。大へんなこれは食い違い、方向違いですね。そこで一つお尋ねします。

○國務大臣(正力松太郎君)　今の私のあるいは言い方が足りなかつたかもじれません。原子力委員会とは事実上決定機関だということは申しました。執行するのはそこではなしに原子力局がやるのだ、こういう意味であります。

○吉田法晴君　そうしますと、まあ一応室長が言うのが正しいのだと、これには認められたわけですが、それにしてもまだわからない。というのは、今の説明によりますと、室長の説明によつても原子力局が庶務をやると十五条に書いてある。いわば事務的なものだとこういうお話だった。ところが原子力基本法によりますと、先ほど室長から答弁をいたしましたが、第二章に原子力委員会に関する規定がございます。そうして、その任務の中に原子力の研究、開発、利用に関する事項について企画し、審議し、決定すると、なるほどこれは書いてある。それから前のところには「原子力行政の民主的な運営を図るため」云々、そういうまあ原子力委員会の規定が設けてあって、その

同委員会の考え方です。第七条には、これは議員立法であろうと、政府も賛成して、政府の考へてることを議員が出てくることは大へんけつこうだとおっしゃったから、正力国務大臣がこれもやはり責任を負わなければならぬ。そうすると、七条には原子力研究所とか、原子燃料公社というものが規定をされている。で、その任務は開発研究というものがあるわけです。開発、研究、利用に関する原子力行政の民主的な運営を原子力委員会はその任務をしておる。その開発、研究その他について任務としておる原子力研究所なり、あるいは原子燃料公社というものが作られる。それからあとの方、このあれを読んで参りますというと、資源から、それから中間製品から、そこでき上りましたもの、あるいは説明その他一切を国家統制をやる、それこそあなたがお話のように、実に原子力に関します広大な権限を含めて国家統制をやろう、そうすると、国家統制をだれがやるのか、今認可その他の点について原子力局がやると、こう言われた。今のところではそうすると原子力委員会の事務局である原子力局が庶務をやるけれども、しかし決定なり何なりに関連をいたします認可なりその他行政行員を原子力局がやる、こういうことになりますと、ただ庶務をやるだけではなくて、決定をした、あるいは全体について監督をやる部分について原子力局がやる、こういうことになくて、原子力局を通じて、あなたが

さつき言われたような広範な国家活動を、行政行為を原子力委員会はやられる、こういうことになるのですか。その辺は原子力問題について張り切つておられる國務大臣が実際にどう考えられるのか、一つ大臣から承わりたいのあります。

○國務大臣(正力松太郎君) その通りであります。決定するのは原子力委員会、執行するのは原子力局の方で……。

○説明員(島村武久君) 原子力局は、先ほど来手足というふうに表現されておりますので非常に誤解が生じやすいわけなんですが、決して事務局ではございませんで、いわば基本法にうたわれました種々の許認可等の事務を行うところの国家機関であります。しかし、これは従いまして原子力委員会といふものが同じ総理府の中にあるとしても、独立した内閣総理大臣直属下にある総理府の付属機関であるのに対しまして、この国家的な行政行為を行いますところの局は、内閣の内閣部局として委員会の下に立つものでなくして存在するわけでございます。従いまして、先ほど来おっしゃっていました許認可の事務等は、原子力局の方で内閣総理大臣の名前において行うと、いうことに相なるわけでございます。

○説明員(島村武久君) ただいまの責任の所在でございますが、これはあくまで先ほど来申し上げておりますところに従いまして、内閣総理大臣が国家行政行為に対して責任を負うわけでござります。なお担当大臣ができまして書いてございます庶務はあるわけでござります。これを別に事務局を作ると、いうようなことをせずに、原子力局に便宜ほかの行政行為をやる、いわばついでにそこに庶務を持つて来てやると

いう考え方でございます。なお申します

うに考えております。

○吉田法晴君 国務大臣に伺いますが、あなたがどうして原子力担当の国務大臣になられたか、それを実際聞きたいと思つたのですが、いきさつも実

ります。そのうちに、それは原子力研究所なり、あるいは公社というよ

うものをして行わしめるわけでございまして、国家機関としてはそれを監督する立場にある。ですからあくまでも

○吉田法晴君 そうすると、原子力局は内閣の内部部局であつて、許可、認可等行政行為を行うと、こう言う。それじゃ名前は総理大臣というのですがね。その行政行為についての責任は行

員会を総括し、代表する。その国務大臣の原子力担当の委員長をかねる国務大臣は、その原子力に関する行政行為

の責任は負わないで、総理大臣が直接責任を負う、こういう格好になるわけ

でありますか。これはきわめて色々怪

り答えて下さい。

○説明員(島村武久君) ただいまの責

任の所在でございますが、これはあくまで先ほど来申し上げておりますところに従いまして、内閣総理大臣が国家行政行為に対して責任を負うわけでござります。なお担当大臣ができまして書いてございます庶務があるわけでござります。これを別に事務局を作ると、いうようなことをせずに、原子力局に便宜ほかの行政行為をやる、いわばついでにそこに庶務を持つて来てやると

といふものは、これは内閣総理大臣がその尊重の範囲といふことも考慮なければならぬ。どの程度尊重しなければならぬか「しなければならない」と書

いたしますための機構でございますので、その研究開発という実務をやりますものにつきましては、これは原子力

研究開発でございますが、非常に微妙なところで

研究所なり、あるいは公社というよ

うのものをして行わしめるわけでございまして、国家機関としてはそれを監督する立場にある。ですからあくまでも

○吉田法晴君 そうすると、原子力局は内閣の内部部局であつて、許可、認可等行政行為を行うと、こう言う。それじゃ名前は総理大臣というのですがね。その行政行為についての責任は行

員会を総括し、代表する。その国務大臣の原子力担当の委員長をかねる国務大臣は、その原子力に関する行政行為

の責任は負わないで、総理大臣が直接責任を負う、こういう格好になるわけ

でありますか。これはきわめて色々怪

り答えて下さい。

○説明員(島村武久君) ただいまの責

任の所在でございますが、これはあくまで先ほど来申し上げておりますところに従いまして、内閣総理大臣が国家行政行為に対して責任を負うわけでござります。なお担当大臣ができまして書いてございます庶務があるわけでござります。これを別に事務局を作ると、いうようなことをせずに、原子力局に便宜ほかの行政行為をやる、いわばついでにそこに庶務を持つて来てやると

対して責任を負わなければならぬものであるかどうか、この二点、具体的な点について今吉田君の質問に関連し

お答えを願いたいと思います。

○説明員(島村武久君) その点申し上

げるのでありますが、非常に微妙なところでございまして、第三条に「尊重しなけ

ればならない」と書いてございますので、百のうち九九・九%は、いわばそ

うと思うが、今の問題でございますが、原子力問題担当の国務大臣になら

れた、そして原子力委員会の委員長が、原子力問題として認可、許可といつ

ます行政行為として認可、許可といつたようなものが起る。それについては直接責任は負わない、こうしたことであ

る。その行政行為についての責任は行

員会を総括し、代表する。その国務大

臣の原子力担当の委員長をかねる国務大臣は、その原子力に関する行政行為

の責任は負わないで、総理大臣が直接責任を負う、あなたは原子力問題担当の国務大臣として出でこられたというのなら、あなた自身が御納得になりますか。これが第一に責任を負う、あなたは原子力問題担当の国務大臣である。そういうこ

の場合は等も考慮した場合には、拒否権を行使するものである、こういうことですか、それも含んでるんですね。か、専算しなければならない、今あなたが言つた九九・九%，あと〇・一%だ、それは拒否権を行使も認められておるものと、こういうように考えていいんですか。

○説明員(島村武久君) それは先ほど申し上げましたように、従わなければならぬといふ言葉の言い回し方との差であります。

○吉田法晴君 これは議事進行というか、もう時間も迫りましたし、空腹をかかえて継続しておるわけにも参りませんので、他日に譲りたいと思うのですが、委員長、そういうふうにお取り計らい願いたいと思うのですが、大臣に申し上げますが、本会議その他でも論じられておりますように、これはとにかく原子力というのは、人間が扱つて、もし人間のコントロールがきかなければ人類を全滅するという品物、従つて恐怖云々という諭誥も出てくるわけですが、その行政をやります組織法について、あなたなり出ておられますのが、きょうはまあ四人説明されたわけですが、どうするというようなことは、これは大うなことで原子力に関しては行政を担当するところだけは、今日だけでもたつた二点ほど質問ですけれども、それでも明らかになつたと思うのです。こういう点だけは、今日だけでもたつた二点ほど質問ですけれども、それには政府のあれもかたまっておらぬ。まあ、次の方は法案も熟しておらぬと思いま

員長に法制局あるいは管理庁等にも出でてもらうようお願いしましたけれども、ただ担当大臣になつたからということで子供のようにわくわくしながら悪いところは悪い、足らぬところは足らぬ、それから間違つておるところは間違つておるところというものを一つ御研究の上、何と申しますか、心配のない答弁ができるようにし、また足らぬところは足らぬと言えるように、間違つておるところは間違つておると言えるようにして出てきてもらいたいということをお願いして質問を留保いたしたいと考えます。

午後七時三十九分散会

十二月廿四日癸酉年正月之未

託された。

卷之三

二月十二日

卷之三

卷之三

○ 説明員（島村武久君） それは先ほど申し上げましたように、従わなければならぬといふ言葉の言い回し方との發動はできるものである、こういうことですか、それも含んでるんですか、専算しなければならない、今あなたたの言った九九・九%，あと○・一%だ、それは拒否権發動も認められておるものと、こういうように考えていいんですか。

員長に法制局あるいは管理庁等にも出てもらうようにお願いしましたけれども、ただ担当大臣になつたからということで子供のようにわくわくしながらということだけではなしに、それではだめですよ。もう少し何と申しますか、悪いところは悪い、足らぬところは足らぬ、それから間違つておるところは間違つておるところというものを一つ御研究の上、何と申しますか、心配がない答弁ができるようにし、また足らぬところは足らぬと言えるように、間違つておるところは間違つておると言

午後七時三十九分散会

「さあ、おまえの仕事は済んだ。今度は、おまえの仕事だ。」  
か、もう時間も迫りましたし、空腹をか  
かえて継続しておるわけにも参りませ  
んが、也月に裏りにて、ほらのうござ

○千葉信君 関連して、先ほど來の質  
えるようにして出てきてもらいたいと  
いうことをお願いして質問を留保いた  
したいと考えます。

んで、他日に語りたいと思ってますが、委員長、そういうふうにお取り計らい願いたいと思うのですが、大臣に

○千葉信君 関連して。先ほど來の質疑応答の中からは、政府当局の不勉強ぶりがありひどくて、この調子ならば審議は全然進まないと思う。大体

申し上げますか、本会議その他でも論じられておりますように、これはとにかく原子力というのは、人間が扱つ

ならば審議は全然進まないと思う。大体行政管理組織の関係、この問題については、きのう行政管理庁の岡部管理部長が、原子力委員会設置法、それから

て、もし人間のコントロールがきかなければ人類を全滅するという品物、従つて恐怖云々という議論も出てくる

では、まさに行政管理庁の開拓地である総理府設置法、それから長が、原子力委員会設置法、総理府設置法の一部改正法案については、これ行政組織に関する問題であるから、行政管理庁当局でここへ出で御

わけですが、その行政をやります組織法について、あなたなり出ておりますが、きょうはまあ四人説明されたわけ

は、これ行政組織に関する問題であるから、行政管理庁当局でここへ出て御質問があれば答弁もいたしますと、こう言っておるのであるから、委員長において、一つ二つどうやらぬ問題は、

ですが、みな違つておる。こういうよ  
うなことで原子力に関する行政を担  
当するというようなことは、これは大

う言つておるのでありますから、委員長において、一つこういうくだらぬ問題は、くだらぬ問題ではございませんけれども、答弁がくだらないものですから、結構どうなうなものになつてしまふ。

それた問題だと思います。いろいろな問題がございますが、そのいろいろな問題について十分考えておらぬ。ある

も、答弁がくだらないものですから、結局くだらないものになってしまふ。ですから一つ、あすは手配をして、行政管理庁の方から出席してもらい、つまり支那よりようやくなさうにお手配願う

こういう点だけは、今日だけでもたった二点ほどの質問ですけれども、それ

○委員長(小柳牧衛君) 承知いたしま

従つて私は法案も熟しておらぬと思ひますが、次の審議の際には、先ほど委

昭和三十年十二月二十日印刷

昭和三十年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局